

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年6月23日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時59分 散会

付託事件

議案第70号, 議案第72号, 議案第73号, 議案第77号中別表中歳出中第3款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算(第1号)中別表中歳出中第3款(民生費)

2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参 事 兼 国 保 年 金 課 長	川 津 英 臣 君
保健福祉部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉総務課長	小 山 忠 君
生活福祉課長	斉 藤 博 之 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	谷 津 好 行 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君		
消 防 長	清 水 修 君	消 防 次 長	大 津 孝 司 君

消防本部技監	綿	引	信	明	君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小	泉	直	紀	君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大	越	唯	行	君	北消防署長	鈴	木		豊	君
南消防署長	石	川		隆	君	火災予防課長	大	内	康	弘	君
救急課長	石	田	宏	一	君						
教育長	本	多	清	峰	君	教育部長	七	字	裕	二	君
教育委員会 事務局教育部 参事	今	川	宗	男	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴	木	秀	樹	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	総合教育研究 所長	小	野	司	寿男	君
教育企画課長	三	宅		修	君	幼児教育課長	鈴	木		功	君
学校施設課長	埜		敏	之	君	生涯学習課長	大	澤	秀	樹	君
歴史文化財 課長	白	石	嘉	亮	君	総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄子	君
内原中央公民 館長	龍	田		理	君						
6 事務局職員出席者											
書記	嘉	成	将	大	君	書記	大	内	し	おり	君

午前10時 2分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第70号ほか3件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第70号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、5月27日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①、57ページをお開き願います。

市議会議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、茨城県の医療福祉対策実施要領等の改正を踏まえ、妊産婦及び子どもに係る医療福祉費の支給に関する所得制限の緩和等を図るため、水戸市医療福祉費支給に関する条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、妊産婦及び小中学生の子どもに係る医療福祉費の支給につきましては、妊産婦が、本人または配偶者のうち高いほうの所得額、子どもにつきましては、父親または母親のうち高いほうの所得額が一定額以下の方を対象としております。その所得制限額を平成7年の改正前の児童手当法施行令に定められた額に30万円を加算した額等から、現行の児童手当法施行令に定められた額等に改正するものでございます。なお、県の補助対象となっていない中学生の外来につきましても、同様に所得制限額を緩和することとしております。

具体的な内容につきましては、記載の表により御説明いたします。なお、扶養親族が老人扶養の場合は、現行、改正後とも、老人扶養1人につき、表に記載された金額にさらに6万円を加算した額となります。

まず、扶養親族等がない場合の所得制限額は、現行が393万円、改正後は229万円引き上げまして622万円とするものでございます。扶養親族等が1人の場合は、現行が423万円、改正後は237万円引き上げて660万円とするものでございます。

以下、ごらんのとおりとなっております。

2点目は、父子家庭の父子に係る配偶者のない男子の規定について、別表第2を削除し、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定を引用する変更を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、妊産婦及び子どもに係る医療福祉費の支給に関する所得制限の緩和に関する改正規定につきましては、平成28年10月1日、その他の改正規定につきましては、公布の日とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページから7ページに条例の新旧対照表を、8ページ、9ページに参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

また、5月27日の文教福祉委員会で資料請求のありました、改正により増加する認定者数や事業費への影響額につきまして、10ページに参考資料として添付しておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

1の改正による認定見込み者数につきましては、平成27年3月31日現在の状況をもとに試算してございます。

まず、子どものうち、就学前の児童につきましては、10月1日から所得制限を撤廃し、全ての児童が支給の対象となることから、今回の改正による増減はございません。

次に、小学生につきましては、対象者1万4,798人のうち、1万300人を認定しておりましたが、今回の改正によりまして3,288人ふえ、認定者は1万3,318人になると見込んでおります。

次に、中学生につきましては、対象者7,673人のうち、3,300人を認定しておりましたが、今回の改正により2,839人ふえまして、認定者は6,139人になると見込んでおります。

次に、妊産婦につきましては、対象者1,713人のうち、1,370人を認定しておりましたが、今回の改正によりまして206人ふえ、認定者は1,576人になると見込んでおります。

2の平成28年度影響額につきましては、医療福祉扶助費が4,550万円ふえまして、14億8,750万円となる見込みでございます。なお、この増額分につきましては、後ほど御説明いたします補正予算として計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 次に、議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○**荻沼介護保険課長** それでは、議案書①の61ページをお開き願います。

市議会議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして、

介護保険課提出の資料に基づき、御説明いたします。資料のほうをよろしく願いいたします。

初めに、1、改正理由でございますが、介護保険法の改正によりまして、通所介護を提供する事業所のうち、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、市町村が指定する地域密着型サービスに移行いたしました。現在、地域密着型サービスは、水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例により、人員、設備、運営等の基準を定めており、新たに地域密着型通所介護の規定を追加するため、関係規定の整備を行うものでございます。

なお、市の条例につきましては、平成29年3月31日までに施行することとされており、条例が施行されるまでの間は、経過措置として、国標準省令で定める基準が適用されております。

次に、地域密着型サービスにつきまして御説明いたします。

地域密着型サービスは、平成18年度から創設された制度で、平成28年4月1日から新たに地域密着型通所介護が追加され、下の表のとおり9種類、介護予防を含めると12種類のサービスがございます。

この地域密着型サービスは、原則として、事業所が所在する市町村の住民のみが利用することができ、市町村が指定、指導、監督権者となるもので、平成28年4月1日現在、休止中の事業所を含めると、市内には120の地域密着型サービス事業所がございます。

こちらの表には、地域密着型サービスの種類、サービス内容、本年4月1日現在の本市における事業所数とその利用定員を記載してございます。ナンバー1からナンバー9まで9つのサービスがございますが、2ページ目をお開きいただきまして、ナンバー9のこの太文字になっているところが、小規模な通所介護事業所が本年4月1日より地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行したものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、大きく2点ございまして、(1)として、指定地域密着型通所介護の人員、設備、運営等の基準について定めること、それと(2)、基準を定めるに当たり、既存の地域密着型サービスにおける本市独自基準と同様の規定を設けることにより、既存サービスとの整合性を図るものでございます。

次に、本市独自基準につきまして、御説明いたします。

現条例はこれまで、条例制定・改正時におきまして、視点1として地域等との連携強化、視点2として安全で安心な介護サービスの充実、視点3としまして事業者の適正化の3つの視点により、国標準省令を基本として、本市独自基準を追加したものでございます。

今回の条例改正に当たりまして、現条例で規定している既存の地域密着型サービスとの整合性を図るため、新たに追加する地域密着型通所介護につきましても、同様の本市独自基準を適用するものでございます。

なお、3つの視点以外の人員基準などに関する基準につきましては、国基準のとおりとさせていただいております。

3ページからは、3つの視点に基づき、(1)から(20)まで20の項目ごとに国標準省令と水戸市の定める基準の概略を記載しておりまして、本市独自基準につきましては、アンダーラインで表示いたしております。また、今回の改正で対応する条項を括弧内に記載しております。

それでは、具体的な内容につきましては、順次、御説明させていただきたいと思っております。

初めに、3ページの視点1、地域等との連携強化としまして、(1)地域のさまざまな団体、施設等との連

携につきましては、国基準に加えまして、連携するよう努めるべき対象に地域包括支援センター等を追加するものでございます。

(2)非常災害時の地域との連携は、地域住民の参加等について追加いたします。

次に、視点2になります。安全で安心な介護サービスの充実としまして、(3)食堂・機能訓練室は、国標準よりも若干広い面積を規定してございます。

(4)トイレの仕様は、利用者の使用に適したものと規定いたしております。

ページを返していただきまして、4ページをお願いいたします。

(5)事務室は、利用者を処遇する場所と明確に区画されたものいたします。

(6)移動の円滑化は、利用者の処遇に充てられる場所については、円滑な移動に配慮するとともに、エレベーターの設置義務につきまして規定いたします。

(7)契約書による契約は、サービス提供に当たり、契約書で行わなければならないことといたします。

(8)保険外サービスの根拠の明示は、介護保険サービスの提供に付随して必要な費用の額の支払いを、具体的な根拠を明示するものいたします。

5ページをお願いいたします。

(9)成年後見制度の活用の支援は、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めるものでございます。

(10)口腔衛生の確保は、口腔衛生の確保の取り組みを行うよう努めるものいたします。

(11)運営規程の項目には、国基準に加え、苦情の処理手順及び窓口を追加いたします。

(12)非常災害対策は、より具体的な内容につきまして規定いたします。

ページを返していただきまして、6ページをお願いいたします。

(13)事故報告書の提出は、事故発生時に事故報告書を市に提出するものいたします。

(14)住民への説明は、事業の開始に当たり、地域住民に対し説明を行い、理解を得るよう努めるものいたします。

次に、視点3の事業者の適正化としまして、(15)不適切な事業者の排除としまして、暴力団等を排除いたします。

(16)従業者の定義は、従業者は書面で雇用契約が確認できるものでなければならないこととします。

7ページをお願いいたします。

(17)勤務体制の記録は、国基準の勤務体制を定めるほか、本市独自基準として、それを記録しなければならないことといたします。

(18)定員超過の報告は、災害その他のやむを得ない事情により定員超過となる場合は、速やかに市長へ報告しなければならないことといたします。

(19)記録文書の保存期限は、5年といたします。

(20)記録の保存場所は、市が求める文書の提出等に対し、遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならないことといたします。

ページを返していただきまして、8ページをお願いいたします。

これら20項目以外は、国基準どおりとするものでございます。また、注釈の3とありますのは、新旧対照表にはあらわれない参照条文を記載してございます。

9ページでございますが、3の施行期日は、平成28年10月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、10ページ以降につきましては、新旧対照表となりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○**田口委員長** 次に、議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○**荻沼介護保険課長** 引き続きまして、議案書①の75ページをお開き願います。

市議会議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料により御説明いたします。資料は1枚ペラのものとなります。

初めに、1の改正理由でございます。介護保険法の改正により、平成28年4月1日から新たに地域密着型サービスとして、地域密着型通所介護が創設されたことに伴いまして、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例における介護予防小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準の規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が同一敷地内にある施設等の業務に従事することができる対象施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。

3の施行期日は、公布の日とするものでございます。裏面の2ページは、新旧対照表となりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○**田口委員長** 次に、議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第1号）中別表中歳出中第3款（民生費）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 市議会議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明をいたします。

内容につきましては、議案書②、平成28年度補正予算に関する説明書により御説明をいたします。

議案書②の4ページ、5ページをお開き願います。

第3款1項6目医療福祉費につきましては、妊産婦及び子どもに係る医療福祉費の支給の所得制限を緩和することに伴いまして、認定者数等の増が見込まれますことから、医療福祉扶助費を4,550万円増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** 以上で、提出議案の説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行いたいと思います。

初めに、議案第70号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 マル福の所得制限の緩和の条例ですが、資料も出していただいたところでありますので、何点かお聞きしたいと思います。

まず、最初に、この改正により増加する認定者数というのが、提出資料の10ページにございますけれども、子どもの場合には6,127人ということ、妊産婦はこれは3月時点の実績ですから、これから妊産婦になる方がどれくらいいるかわかりませんが、206人という数字があるわけですが、これはそれぞれ該当した時点で自動的にそういうふうなマル福の軽減対象ということにみなされるのか、それとも、それぞれ申請するというような行為が必要なのか、だとすれば、どういうふうに周知されるのかということをお聞きしたいと思います。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

マル福事業につきましては、原則といたしまして、該当された方の御本人の申請が必要となってまいります。また、今回の改正に伴います周知等につきましては、「広報みと」あるいは水戸市のホームページのほか、子どもマル福等につきましては、所得制限がありますけれども、所得は毎年変更になりますので、中学生以下のお子様がいる御家庭には、所得金額にかかわらず、今回の改正に伴いまして申請書をお送りする予定で考えてございます。また、妊産婦の方につきましては、医療機関等を通じて周知することで、調整、検討したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 申請主義ということなんですけれども、妊産婦さんなどの場合は、母子手帳交付とかという実際に接触する機会もあるでしょうけれども、余り病気になる元気な子どもをお持ちのお母さんですとか、保護者の方はそんなに切実感がなければ申請しないという場合もあるんじゃないかという気もしなくもないわけであります。

その点では、小学生の対象者数から見ると、改正後の認定者数は大体90%、中学生ですと80%が対象になるということですので、ぜひせつかくの制度が漏れのないようにしていただきたいと思います。

それから、もう一つ聞きたいのは、補正予算との関係でもあるんですけれども、今回4,550万円が影響額ということで、市の支出がふえる分がございまして。ちょっとほかの一般会計の予算との関係にもなっちゃうんですが、県が2,750万円出して、市は1,800万円だということでもあるんですけれども、基本的に県が2分の1、市が2分の1だったんじゃないかなと思うんですが、この辺の関係はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員からの再度の御質問にお答えいたします。

委員お話のとおり県の補助につきましては、実質市が支出した金額の2分の1となつてございまして。ただ、

今回の改正の中で、先に水戸市のほうでは、未就学児につきましては、所得制限の撤廃をしていますが、今回の県の改正では、未就学児につきましても所得制限の緩和をしていますが。そのため、今回の県の補助金の額につきましては、今回の市の所得金額の緩和額のほかに、未就学児の所得制限の緩和に伴う県の補助金額も加味したために、実質金額としては2,750万円の県の補助ということで計上してございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっとわかりにくかったですけれども、とにかく4月時点で就学前を水戸市は先行して所得制限を撤廃したというのが既に予算に加味されていたということとの関係ですね。基本的に2分の1は変わらないということなんだと思うんですけども。それでもう一つ申し上げたいのはですね、今回改正するのはもちろん賛成でいいことだと思っておりますが、そういうふうな、つまり2分の1が県から来るとなれば、その分を、さっき小学生では10%、中学生では20%ですね、所得制限にかかってしまう方がまだ残るといことになると思うんですけども、小学生ですと1,480人、中学生ですと1,534人と、合わせて3,000人ちょっとなんですけれども、加えて妊産婦さんも137人ですか、これは実績値なんですけど、大体それぐらい残るんだと思うんですね。それは所得制限の撤廃にかかる費用というのは、その分は県が見ませんから、もちろん市が全部見るということになってしまうんだと思うんですが、予算規模としてはそんなに大きくふえなくてもできるのかなという感触をこの影響額から見ても感じたところなんですけれども、その辺は何か、今回県が基準を引き上げたというか緩和してくれたという影響も考慮すれば、そういうことも近々考えてもいいんじゃないかというような議論はないのかというあたりを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○田口委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 子ども医療費の助成につきましては、4月に就学前の児童の所得制限の撤廃をし、本年10月から実施することとしております。さらに、今回ですね、小中学生の所得制限の緩和をしたところで、10月から施行をすることで今回改正案を提出させていただいておりますので、まずはこれらの改正に伴う申請あるいは認定の判定等の事務を適切に行うこと、さらには今回の改正による効果を検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そういうことなんだろうと思うんですが、やったばかりでさらにというのもあれかもしれませんが、年額では1億920万円という、10ページの一番最後の影響額の数字が出ております。半分とすると5,000万円ということになるんだと思うんですけども、今回約6,000人対象をふやして5,000万円ということだと——単純にそうなるかわかりませんよ。わかりませんが、あと3,000人強で解消するとなれば、その半分くらい、2,500万円ぐらいなのかなと私の勝手な試算ですけども、そういうところまで来ているというふうに思うんですね。ですから、他の自治体では高校生まで無料というところも出てきておりますし、そういった方向をぜひ検討していただきたいということ、これは要望として申し上げて終わりたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○**田口委員長** ないようですので、議案第70号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第72号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 介護保険の関係ですけれども、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、市町村が指定する地域密着型サービスに移行するための条例規定という御説明でした。

この中で、2ページの資料の地域密着型通所介護というのは一体何をどういうふうに行っているのかということをお聞きしたいんです。78カ所で910人という利用定員ですね、これはいわゆる上限の定員なんだろうと思うんですが、実態として、この数が利用者として日々利用されているのか、それともそうじゃなく、つまり変動があったりするのかな。1カ所平均で割ると11.6人ということになるんですけれども、その辺はどうなっているのかをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○**田口委員長** 荻沼介護保険課長。

○**荻沼介護保険課長** まず、最初にですね、地域密着型通所介護の説明でございます。どういうことをやっているかと言いますと、参考資料の2ページのところに概略が書いてあるんですけれども、基本的に俗に言われるデイサービスと言われるもので、通いで御自宅から送迎があって、日常的な生活の援助を受け、介護を受けると、例えば食事だったり、入浴だったり、そういうことで、また場合によっては、リハビリ的なサービスなんかも入っているのかなと思うんですけれども、そういったデイサービスで定員が18人以下の小規模な事業所を地域密着型通所介護と呼んでございます。

また、実態なんですけれども、こちらにある78事業所、910人という定員なんですけれども、実際のくわい稼働しているかということで、先週の17日に電話により聞き取りの調査をさせていただいたんですが、そのときは、実際運営されているのは63事業所で、そちらの定員が863人というふうに私どもはつかんでございます。また、利用率なんですけれども、こちらのほうも事業所さんからいただいておりまして、約6割程度、この定員の6割程度の利用が今されているような状態というふうに見ております。

以上でございます。

○**田口委員長** 田中委員。

○**田中委員** 1ページですね、この表のちょっと上に、この規定をすることによって、市町村が指定、指導、監督権者となるというふうにありますね。そうすると、1ページからいろんなサービスが列挙されていますけれども、78というのは最も多い事業所数でありますし、利用定員も多いと。実態は863人だと言うんですけれども、いずれにしても市の責任として指導、監督するということがこれによって起きてくるわけですね。それが、實際上、いろんな介護サービスの利用者に対するサービス内容として、社会的には本当にちゃんとやっているのかと、問題が起きる事業所もですね、ニュースになったりという昨今でありますから、その辺は市の責任もそういう点では重くなるのかなと思うわけなんですけれども、どういう指導、監督をされることになるのかということですね。例えば、何か不備があったり、3ページ以降に規定するものに違反があったとかという場合には、どういうふうな措置がされるのかということもちょっと聞きたいんですが、どのように対応しようと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 市の責任としますのでね、これからの指導につきましては、条例に定めた基準が正確に行われているかどうかは、私どもは実地指導という形で定期的にチェックしてございます。既にある事業所につきましても実地指導を実施しておりますので、こちらの地域密着型通所介護のほうも秋以降に順次、実地指導をしていきたいと思っています。その中で、仮に条例に定める基準を満たしていないとか、違反項目があった場合ですが、軽微な場合は、例えば定員がオーバーしているとかそういった場合は、介護報酬のほうで3割減算になってしまいます。そういうのが見つかった場合は、介護報酬の返還ということでそういう指導をさせていただいております。

また、今まではちょっとないんですけども、仮にもっと重い不正請求とかがあった場合は、即監査ということに移させていただいて、場合によっては事業所の指定を廃止、取り消しという場合も考えられますので、指導のほうはそういった形でやらせていただいております。

以上です。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 介護現場は、なかなか大変な実情があるというような意味で言うんですけど、取り締まりみたいな立場でやるというよりは、やはり、より十分な介護サービスができるような指導的なやり方がふさわしいんだろうとは私も思うんですけども、さっきの御答弁で言うと、63事業所、863人ということで、平均ですけども、大体1カ所14人ぐらいなのかなと。例えばこの3ページの食堂・機能訓練室というのがありますけれども、3平方メートルに利用定員を乗じるということですけども、12人だと大体10畳ぐらいなのかなと、そんなに広くもないかなという感じもしたんですけども、例えば、一般的に今稼働している地域密着型通所介護というのは、どういう形態、つまり民家を借りてやっているところが多いのか、それともいわゆる介護事業所として広いスペースでできているとか、その傾向はどういうふうなのかなというあたりも聞きたいんですけども、今回の基準ができたことによって、適合しなくなるというような事業所がでてこないのかなとかいうこともあると思うんですが、その辺はどのように捉えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちらの地域密着型通所介護がどういう形態で運営されているかという御質問なんですけれども、それぞれいろいろな形態がございます。例えば、ちゃんと鉄骨で建てて、見た目に立派なようなところもあれば、ほかのサービスと併設で建てる場合とか、または民家なんかをリフォームして利活用されているというような場合もありますので、形態については一応さまざまなのがございます。

今回の食堂とかのですね、こういう設備に関しましては、議案書①の73ページをちょっと開いていただいでよろしいでしょうか。73ページのこの付則の第3項のほうにですね、設備基準につきましては、急な変更とかはなかなか難しいということも考慮しまして、食堂及び機能訓練室並びにエレベーターに係る設備の基準については、なお従前の例によるということで、もう既に建っている事業所につきましては、既存不適格というような形で対応したいなど。これから新しく建つところにつきましては、こちらのほうですね、整備を努力していただくというか、していただかないと認可されませんので、そういった形で認可していき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 最後にしますけれども、指導というのは、その頻度は何か決まりがあるのでしょうか、条例上どこかに規定されているのでしょうか。これまでナンバー1から8までは市の指導、監督のもとにあったと思うんですけれども、どのような頻度でやっているのか。つまり、今回、大分事業所数としてはふえるものを市が責任を持つということですので、それがちゃんとできるのかなというところなんですけれども、それに対応する市の職員もふやさなくて大丈夫なのかという心配もありますけれども、その辺の計画はどういうふうなのかもあわせて、最後お聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今回の地域密着型通所介護ばかりではないと思うんですけれども、これら全ての地域密着型サービスにつきましては、水戸市のほうで実地指導を全事業所について実施することになります。どれくらいの頻度でやるかというのは、特に条例とか規定はないんですけれども、水戸市の目標としまして、2年に1度はできるような形でやっていきたいと思ひまして、今現在そのように進めてございます。

こちらの新たに加わります地域密着型通所介護につきましても、秋以降、順次、2年で一回りできるような形でやっていきたいと思ひます。これの人員につきましては、今年4月から介護保険課内に指導係というものを設けまして、正職員は3人なんですけれども、嘱託員も交えながら、嘱託員は2人ですね、そちらのほうで対応していきたいと思ひておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田口委員長 ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の地域密着型のデイサービスがこういうふうに移行するということですが、これデイサービスは、従来、グレーゾーンという言葉があつて、非常にわかりづらいんですけども、お泊まりデイサービスがありますよね。これには全く触れていないんですけども、この辺についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 一応こちらのほうですね、条例の中でこれに付随して行うサービスについても規定がございまして、何を意味するかというと、今言われました俗に言うお泊まりデイ、宿泊サービスのことになるんですけれども、そちらにつきましては、一応条例のほうにも中身は読ませてありまして、実際、実地指導の中でですね、適切に、国の指針のほうも出されているところでもありますので、指針に沿った形でやられているか、お客様というか市民の方に不利益なことがないか、そちらのほうも実地指導の中であわせて調査、指導しておるところでございます。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ショートステイの場合は一定の基準があつて、そして食堂とかスプリンクラーとかさまざまな

規定の中で縛られているわけですね。ショートステイの場合には、当然ながら資格者が泊まっていなければいけないと、こうふういうふうなことになっていますよね。お泊まりデイの場合には、管理者という方がおいでになれば、今のところ泊まるのは確かに介護保険外のことはあるけれども、しかし介護保険の認定を受けて、デイサービスの費用を要するに介護費用の中からいただいている。そういうところが人を泊める、旅館業法の許可もとっていない、飲食業の許可もとっていない、そして介護保険上、例えばそこでぐあいが悪くなったときに、介護の知識もない方がもしかして管理者という名前の中でいたとすれば、または管理者を置いていないお泊まりデイをやっているところも見受けられるわけです。そういう部分については、やはり今度の法改正の中である程度整理されるべきではないか。当然ながらお泊まりデイをやりたいということであれば、それなりのやれる宿泊施設に伴うようなそういうものをきちんと設置しなさいと。それから泊まるときに介護というのは当然ながらおむつ交換の必要な方もおいでになるでしょう、さまざまな方がおいでになるとすれば、それに合う方を泊めるということが必要なんではないか。

今、曖昧なのは、ショートステイとこのデイサービスがお泊まりデイをやることによって、効率のいいデイサービスになってしまう、恐らくデイサービスで困窮している、というのは通所者がいなくて大変苦勞しているデイサービスの業者さんもおいでになるでしょう。特に、特別養護老人ホームなんかの場合には、なかなかデイサービスというところに行かなくて、今職員の問題もございますから、デイサービス、ショートステイの利用頻度がかなり落ちているという、こういうふうな実情も現状としてはあるわけですね。

したがって、今課題になっているのは、水戸市が管理しますよということになって、権限移譲されてきたのはそれはそれできめ細かいサービスという観点からすればいいのかなと思います。しかし、一方では、お泊まりデイを黙認することによって、水戸市の責任、水戸市の危険負担というのは、今度は県が認可したやつだから私たちは知らないんですというわけにはいかないわけですね。その辺について、今どうのこうのということではないですけども、水戸市がこれから、このお泊まりデイということに対して、どのような考え方で進もうとしているのか、今日はこの条例改正ですから、それは結構ですよ。でも、私はですね、お泊まりデイをやるのであれば、やはりそれに対応できるような設備であったり、資格者がいたり、基準、決まりがなければまずいのではないか。

一方では、ショートステイとお泊まりデイはどう違うのということになってしまったときに、やはり今のまま黙認をしていくということになると、逆に言うよね、今、水戸市は低所得者用の特養というのはつくっていないんですよ。つくっていないというか、認可するにしても基準、決まりが、別に入り口つくれだの何だのかんだのというものがあって、ホテルコストをとらないんで、要するに建築費用の補填もしませんよとかいんな制約があってなかなか踏み切れない。そして、収入も介護報酬は同じかもわかりませんが、ホテルコストがとれないという部分で建築費が出てこない、こういう形でなかなか低所得者用のものもできにくいし、また水戸市のほうの今の認可の仕方も、低所得者用のための認可というのは行っていないんだよね。行っていないというかやっていないの、現実の問題として。1個、2個はあったかもわかりませんが、これまでずっと新規特養だけやってきたと、こういうふうなことがありますて、非常にこの低所得者の方々が入る場所がない。したがってお泊まりデイがはびこる。言葉が悪いですけども、そういうことになってしまっているのではないか。

したがって、介護保険が始まってからもう10年以上になるわけですから、水戸市としても、水戸市が認可している部分については、水戸市がきちんと管理をし、決まりをつくり、だめなものはだめ、いいものはいいですよと、こういうふうなことが言えるような考え方に立っていないとですね、ますます水戸市の役割というのは大きくなってしまふ、責任が大きくなってしまふ。まだ火災がないからいいですよ。もし万が一、お泊まりデイの中で火災が生じてしまった、そして4畳半に4人寝ていた、5人寝ていたと、こういうふうなことが現実の問題として出てしまったときに、水戸市の責任というのは免れないのではないか。そんなの認可していないから私は知りませんよ、しかし、あなた方は管理者でしようということになってしまふ。これは、私が言うまでもなく、恐らく課長さんは十分承知だというふうに思いますけれども、こういう部分について、水戸市の方向性もしくは考え方等が今あればお聞かせ願いたいし、今なければ、後ほど——水戸市の介護保険の真髄に係る部分だと僕は思うんですよ。

というのは、特養もなかなか入居者が今いない、要介護3以上になってからですね、やっぱり特養というのは充足率がかなり下がっています。50人以上のいわゆる特養は恐らくかなり究極、この48人とか49人とか、そのうち古い特養については6人入院とかっていうことになると、実質の介護費用というのは40人ちょぼちょぼしかもらえなくなっちゃう。そうすると、当然ながら、介護費用で介護従事者の給与が安くてどうのこうのと言うけれども、現実に収入がなければ上げてあげられない。こういうことで苦慮している水戸市内の特養をやられているところというのは物すごくあるはず。

したがって、このお泊まりデイがいいのかどうか僕はわかりませんが、お泊まりデイは泊まっていけないですよ、法律上はね。だって、泊まるということは介護保険法上の認可を受けるか、旅館業法でやるかということ以外にないじゃないですか。簡易宿泊所にしても旅館業法のやつを得ている、それから今度の外国人対応のいわゆる民泊という部分についても法にのっとってやっているわけですよ。この部分だけが法にのっとっていない。しかし、これは弱者救済ということで、やっぱりしようがないのかなという部分もあるのかもわからない。ただ、今回のこの法改正によって、水戸市にその基準が来てしまったということになれば、当然水戸市の役割というのはあるわけですから、しっかり進行管理をしていただきたいなど、このように思っています。

以上です。

○田口委員長 萩沼介護保険課長。

○萩沼介護保険課長 今回の袴塚委員さんからの御指摘を十分踏まえまして、今後ですね、実態をよく見まして、どういう形が水戸市の介護としてより適切なのか、その辺の判断もしていきたいと思っております。そういうことで、よろしく願いいたします。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 今、設備面ですとか運営面については、各委員さんからちょっと質問があったんですが、私のほうからは、この視点1の地域等との連携強化ということでちょっとお聞きしたいんですけども、今回新たに水戸市の定める基準を設けて、地域等との連携を強くしていくということですけども、これまでこう

いった地域密着型通所介護については、地域とのかかわりというのは現状はどういう形であったんでしょうか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今回の高倉委員さんからの地域密着型通所介護に移行する前は、地域とのかかわりはどうだったかというような御質問だと思うんですけども、基本的には一般の通所介護としてやられておりました。ですので、そちらは特に地域密着型というサービスではありませんでしたので、オーナーというか、事業所の管理者や経営者の判断の中でやられていたものであるというふうに判断しています。ですから、もう既に地域との連携を深めながらやっているところもあったらうし、ちょっと疎遠だったところもあるのかなと思うんですけども、今後は地域密着型サービスとして位置づけられたものですので、今後はちゃんと地域の中で連携して、連帯して運営していただきたいなという思いでございます。

以上です。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 これまでの施設の中でも、地域との結びつきが薄かった事業者さんもしかしたらあったのかもしれないですね。今回は、そこをより強くするというので、市の地域包括支援センターであるとか、そういうところとも連携していくと。またさらに災害時を想定してということなんだろうが、地域との連携、または住民参加のそういう訓練も行っていきなさいよという新たなことを加えているわけですから、やはりこれに沿った対応ができるようにですね、各事業所さんが。当然、地域との連携をとれるような形、これはやはり行政側としてしっかり結びつきをやっていく必要があると思うんですが、それについてはどういうふうに取り組んでいかれるんですか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちらの事業所の地域との連携についての水戸市からのかかわり方につきましては、一つ例を挙げますと、6カ月に1回、運営推進会議というのを各事業所さんに開いていただきます。そちらのメンバーには、事業所の職員はもちろん、地域の住民の代表の方、あと地域包括支援センターの職員も含めまして市町村の職員も入ることになりますので、その中で地域との連携が深められるようにいろいろ指導しながら、実際、話し合いの場に参加している地域の方の意見を踏まえながらやっていきたいと、そのような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

堀江副委員長。

○堀江副委員長 ちょっと細かい質問になりますけれども、5ページの(10)の口腔衛生の確保ということなんですけれども、これは今まで国の基準がなかったということで、新たに水戸市が取り入れておりますけれども、国の基準がないこと自体がちょっと不思議な思いはしているんですけども、これは具体的にどのように努めていくのかということをお聞きしたいんですけども。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 口腔衛生の必要性なんですけれども、やっぱり口の周りや中をきれいにするというこ

とは、例えば高齢者にとっては肺炎の防止だったり、そういうことにつながっていきますので、基本的には歯磨きとか、場合によっては治療ということになっていくかと思うんですけれども、それについてはしっかり、水戸市なんかでもそういったノウハウのある部署もございますので、そういったものを活用しながらやっていていただきたいなど、ちょっと国のほうではそこまで細かい規定はなかったんですけれども、ただ高齢者を見守る中であっては必要なサービスというか必要な事項になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

○田口委員長 堀江副委員長。

○堀江副委員長 そうしますと、これは各施設ごとにそういう歯科衛生の方たちとの協定を結ぶとかなんとかで、そういう感じでこれは取り組んでいくということでもよろしいのでしょうか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 堀江副委員長の今の御質問なんですけれども、こちらにつきましては、あくまで努力規定になっておりますので、人員までの規定はしておりませんので、その辺につきましては、実際やっているかどうか私どものほうでも確認はしますけれども、人員まではちょっとそこまでは見てはおりませんので、御了承願います。

○田口委員長 堀江副委員長。

○堀江副委員長 先ほど課長さんがおっしゃったように、口の中の衛生というのは非常にお年寄りにとりましては肺炎とかということもお話に出ましたけれども、それはやはり震災とかの災害があったときによく問題にされることなんですね。ですから、お年寄りの病気を防ぐためには口の中の衛生というのは非常に大事なものだと思っておりますので、できればやっぱり重点的に取り組んでいただいたほうがいいのかなという感想を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、議案第72号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第73号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、議案第73号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第77号 平成28年度水戸市一般会計補正予算（第1号）中別表中歳出中第3款（民生費）について、質疑のある方は発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 ないようですので、議案第77号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時59分 散会